

日本イコモス国内委員会

JAPAN ICOMOS INFORMATION

第3期 第10号 1997年7月28日 発行

DOCTRINAL TEXT について 委員長・石井 昭

文化遺産の保存に関与する専門家集団としての ICOMOS は、30年余に及ぶその歴史の中で、みずからを律すべき規範として CHARTER, PRINCIPLE, GUIDELINE などと呼ぶ多くの DOCTRINAL TEXT を制定してきました。古くは1965年の設立総会で採択した INTERNATIONAL CHARTER FOR THE CONSERVATION AND RESTORATION OF MONUMENTS AND SITES (通称 VENEZIAN CHARTER)、新しくは1996年の第11回総会で採択した CHARTER ON THE PROTECTION AND MANAGEMENT OF UNDERWATER CULTURAL HERITAGE と PRINCIPLES FOR THE RECORDING OF MONUMENTS, GROUPS OF BUILDINGS AND SITES がその好例です。

現行のICOMOS内規では、DOCTRINAL TEXT とは何かについて、簡潔に次のような定義を設けています。A doctrinal text is a group of idea which one affirms to be true and by which one claims to furnish an interpretation of facts in order to direct action. そして、採択に至る必須の手続きを次のように定めています。1) 国際専門分科委員会または臨時特別委員会において起草する。2) すべての国内委員会へ送付して意見を徴する。3) 遅くとも総会の前年のうちに開かれる執行委員会へ提出して承認を得る。4) 修正を終えた案文を総会の3カ月前までにすべての国内委員会へ再送付して周知を図る。—以上の各段階を経ない限り、総会に上程することはできません。

1999年10月にメキシコで開催される予定の第12回総会における採択を期して、現在、次に名を示す四つの国際専門分科委員会がそれぞれ新たな DOCTRINAL TEXT を作成しつつあります。(a) VERNACULAR ARCHITECTURE, (b) CULTURAL TOURISM, (c) WOOD, (d) ANALYSIS AND RESTORATION OF STRUCTURES IN ARCHITECTURAL HERITAGE. これらのうち、作業が最も早く進んでいるのは (a)の委員会で、去る5月上旬、CHARTER ON THE BUILT VERNACULAR HERITAGE と題した草稿を各国内委員会へ送付したうえ、9月末日を期限として、意見を提出するよう求めています。わが日本イコモスも、当然、これに回答しなければなりません。草稿の全文を本誌(p.13-15)に収載しますので、会員の皆様には、ご精読のうえ、コメントをお寄せ下さるようお願いいたします。また、(b)(c)(d)の委員会からも遠からず同様の呼び掛けが届くであろうことを予めご承知おき下さい。

目次

1997年第2回理事会報告	宗田好史	2
国際専門分科委員会 -VERNACULAR ARCHITECTURE 会議報告		
CIAVの1997年総会(バンコク)に出席して	大河直躬	5
1997年ヴァナキュラー建築バンコク国際会議に出席して	前野まさる	9
CHARTER ON THE BUILT VERNACULAR HERITAGE の最終草案	石井 昭	12
東京芸術大学主催 国際シンポジウム 続報		
「文化遺産の危機管理に関する神戸・東京宣言」について	斎藤英俊	16
研究会報告「歴史的建築の構造補強」	日高健一郎	17
会員だより		
東京国立文化財研究所・国際文化財保存修復協力センター	宮本長二郎	19
事務局日誌(1997/4/30 - 7/25)		20
お知らせ	事務局	21

1997年第2回理事会報告

去る6月14日(土)午後1時から約3時間、東京神田の学士会館で、本年次の第2回理事会が開催された。出席者は、顧問・伊藤延男、委員長・石井 昭、理事・近藤公夫、西村幸夫、安原啓示、益田兼房、宗田良史、渡辺勝彦、渡辺保弘の諸氏、陪席は事務局の我妻綾子氏であった。報告・審議された事項は以下の通りである。

I. 報告

1. 会員・千原大五郎氏の訃報並びに葬儀について
 2. 「文化財の構造補強に関する研究会」(6/10開催)について
 3. Vernacular Architecture 国際専門分科委員会(バンコク 5/13-16)について
 4. 事務局活動日誌に関する報告
- これら報告事項の内容のうち、2. 及び3. については本誌記事に詳述されている。

II. 審議

1. 入会希望者について

現職	推薦者
坂本 功氏 東京大学大学院工学系研究科建築学専攻教授	石井 昭・日高健一郎

石井委員長より報告があり、審議の結果、承認された。

2. 当面する組織上の諸課題について

前回理事会からの継続審議事項として、また [JAPAN ICOMOS INFORMATION 3-9] (前号) に掲載された石井委員長の巻頭言「直面する組織上の課題について」を受けて、a. 会員数・会員構成 b. 1998年以降の事務局 c. 規約・規則の各点を中心に論議が進められた。

まず、前回理事会にて、構成された渡辺勝彦(会員担当)、上野邦一(庶務担当)、羽生修二(会計担当)の3理事によるワーキング・グループで検討した結果が、渡辺勝彦理事より報告された。事務局・組織については、事務局担当の渡辺保弘理事の「今後積極的かつ健全な運営方針がなければ引き受けられないとの意向」を受け、適正な運営・活動を実施するために、特に会計面の困難がある点、現状では国際的なイコモス活動を支援できないだけでなく、国内での活動にも限界がある点が述べられた。基金の利子収入がほとんどない現在、会費は本部納付金と [INFORMATION] 発行にほとんどが当てられている。そのため会員数の増加では、会計の改善はほとんど期待できないため、会費外収入の検討が避けられない点が述べられた。

これを受けて、各理事から長時間に亘り活発な討論がなされた。主な内容は、a. 会員数と会員構成 b. 事務局 の2点であったが、これは日本イコモス国内委員会の規模、活動内容の前提として、現在の厳しい財政状況に論点が集まった。財政状況改善に関わる主な提案は、次の通りである。

まず①会費の全納をめざし、次に②会費の値上げ(例:現在の年1万円を倍増する)が避けられないのではないか。その場合会員資格を再検討し、若者向きの準会員を含

む2種類の会員資格と会費を設定する、さらに③事業収入を得る、④文化財関連機関、自治体などを中心に賛助会員（日本イコモス規約に規定があり「維持会員」とされている）を増やし、会費増収を図る、等の会計上に改善策があげられた。

一方、事務局体制についての議論では、事務経費が当面計上できない現状では、⑤事務局を分割し、庶務並びに会員担当業務を理事を中心とする会員に分担してもらう等、負担軽減の案が出され、また、⑥財政強化に向けては、活動内容の検討を重ね、バランスシートを明確にする必要があるという指摘がなされた。

以上、各理事からの議論は、日本イコモスに期待される国際的役割強化のために、国内委員会活動を充実させ、その活動に求められる会員を積極的に受け入れるためにも、一般会員費、賛助会員費の増額を含め、根本的な課題である財政状況を緊急に改善する点で一致した。

しかし、今回会議では会員各位へ提示できる改善策の最終的理事会案をまとめるに至らなかったため、渡辺勝彦、上野邦一、羽生修二3理事に、石井委員長、渡辺保弘事務局担当理事を加えたワーキング・グループにこれらの審議内容を託し、さらに最終案を検討し次回理事会に諮るべく決定した。

3. 国際専門分科委員会への参加者の選任について

ICAHM (International Committee on Archaeological Heritage Management) の委員長 Senaka Bandaranayake 氏 (スリランカ) から (a)委員の選任を求める要請状と (b) 関連する国際会議 (International Conference on Garden of Time, 本年11月23-26日、スリランカ) への出席を求める案内状とが去る4月中旬に届いた旨、石井委員長から報告された。審議の結果、voting member に牛川喜幸氏、associate member に本中 眞氏をそれぞれ推挙することとし、必要な手続を次のように進めることとした。(1) 安原理事がこの件を両氏に伝え承諾を得る。(2) 石井委員長がBandaranayake氏あてに推薦状を送る。(3) 会議等に関する先方との連絡は両氏に委ねる。

4. Charter on the Built Vernacular Heritage に対する意見送達について

国際専門分科委員会の一つである CIAV が作成した標記の憲章草案が去る5月初旬に届き、国内委員会としての意見を求められている旨、石井委員長から報告された。審議の結果、(1) 全文を[INFORMATION]に掲載して会員の意見を集めるとともに、(2) 同専門委の voting memberである大河直躬氏に解答書の作成を依頼することとした。

5. ICOMOS News への寄稿について

本部発行の ICOMOS Newsの編集者 Pauline Alphen 氏より国内委員会情報を寄稿するよう再度にわたり要請状が届いている旨、事務局から報告された。今後は積極的に対応したいとの委員長の提案に沿い、審議の結果、さしあたり次回理事会(9月27日予定)までに西村幸夫(渉外担当)、陣内秀信(広報担当)、宗田好史(同)の3理事が共同して短信の原稿を作成することとした。

6. 国際専門分科委員会「木の委員会」及び関連国際会議の日本での開催計画について

ICOMOS国際専門分科委員会 Wood Committee 及び木造フォーラムが1998年10月に開催予定の「保存林に関する国際シンポジウム」に関し、前回の理事会で委託された、伊藤延男顧問及び益田兼房、渡辺勝彦、渡辺保弘の各理事による小委員会から報告された。日本イコモスとして、Wood Committee 日本開催への協力は予定するが、国際シンポジウムの共催者となることは ICOMOS 本部が名を連ねているので辞退し、また

国内主催者である木造フォーラム側も状況を十分把握していないため、さらに今後の状況を見守る旨が報告され、了承された。

7. 本年度後半期事業計画について

益田兼房・事業担当理事から次のような提案、説明があった。

- (1) 東京国立文化財研究所主催アジア文化財保存セミナーが10/15-18に、併せて19日には一般公開セミナーが開催され、世界遺産の都市とその周辺のバッファの保存がテーマとなる。この機会に日本イコモス国内委員会としてレセプションを開催したい。
- (2) 文化遺産に関わる国際 Charter, 宣言文等を集め、統一的日本語訳を完成するための作業を継続したい。
- (3) 文部省の科学研究費により、東洋大学を中心に国際協力に関するデータベース作成の作業に取りかかっている。

8. [JAPAN ICOMOS INFORMATION] 第10号の発行計画

本号目次案が提示され、7月末までに発行予定とのことでした。

9. Bulgaria-ICOMOS との交流について

次の2件について石井委員長より報告と依頼があり了承された。

- (1) ブルガリア国立文化財研究所 Angel Tockmackchiev氏（彩色木造彫刻保存修復専門家）の来日。－東京芸術大学・前野まさる教授を Adviser 予定者とし、石井 昭・Todoar Kretev 両委員長を推薦者として、国際交流基金フェロシップを申請したところ、このほど採択された。本年9月から約6ヵ月間滞在するので、ご支援をお願いしたい。
- (2) 文化遺産保存専門家の相互訪問による交流。－バンコクで開催された Vernacular Architecture に関する国際会議（5月 13-18日）の席上、Bulgaria-ICOMOS 理事 Konstantin Peev 氏から申し入れがあり、双方で検討を開始する旨のメモランダムを取り交わした。実現に向けてご協力をお願いしたい。

（理事会報告 文責・宗田好史）

I はじめに

イコモスの Vernacular Architectureに関する国際専門分科委員会（略称C I A V）の年次総会が、5月13日から18日までバンコックで開催されたので、石井昭委員長・前野まさる芸大教授とともに出席しました。内容はかなり興味ぶかいものでした。以下に概要を報告します。

C I A Vに本年度から日本の voting memberとして私が参加することが予定されていたので、昨年10月のソフィアのイコモス総会で委員長のクリストフ・マハト氏（ドイツ）に会い、その際にこのバンコックの年次総会のことを知らされていました。

しかし、今年1月のイコモスニュースに載った開催の通知では、タイ国の教育省芸術局（Fine Arts Department）の主催による“International Conference on Conservation and Revitalization of Vernacular Architecture”の一部として、C I A Vの総会が開かれるということになっており、どのように会議が運営がされるのかがよく分かりませんでした。とりあえず参加の申込みをすると、日本の状況について発表してほしいという要望があったので、プロシーディングの原稿を送り、スライドを準備して出発しました。

II International Conferenceの内容

5月12日の夕方に、会場と宿泊に当てられたロイヤル・リバー・ホテルで、石井・前野両氏と落ちあい、早速近くのChaophya河畔のレストランで、川風に吹かれながらタイ料理を共に楽しみました。ホテルは王宮・議会のある地区の対岸にあり、会議場を10階に増築していました。会期中の気温は35～37度で、とくに暑くは感じませんでした。

13日の9時から開会式が始まり、開会の addressは教育省次官がされ、この会議にかかるタイ国の意気込みが感じられました。司会をされた Mrs. Penpan Jarempomは、会議の実質的ホスト役で、英語が上手であるだけでなく、とても有能でしかも親切な人柄でした。

会議の日程は次のようでした。

5/13 (火)	Opening Session	9.00- 9.30
	Keynote Speech	9.40- 10.00
	Session 1	10.15- 12.30 (発表: U. S. A. ・タイ・オランダ・マレーシア ・フィンランド・シンガポール)
	Excursion	13.30- 18.00 (王宮・エメラルド寺院・国立博物館の庭で伝統舞踊を見ながらリセプション)
5/14 (水)	Session 2	9.00- 10.25 (発表: ドイツ・タイ・日本前野・タイ)
	Session 3	10.40- 12.00 (発表: スイス・ハンガリー・ラオス・タイ)
	Session 4	13.00- 14.50 (発表: タイ・タイ・フィンランド・クロアチア・日本大河)
	Session 5	15.05- 17.00 (発表: タイ・タイ・ザンビア・オーストラリア)

ア・タイ)

CIAV Annual Meeting 20.00- 21.30

- 5/15 (木) Excursion 7.00- 19.30 (Klong Chao Chedの川沿いの集落とアユタヤ都市遺跡見学)
- 5/16 (金) Session 6 9.00- 10.45 (発表: タイ・タイ・ノルウェー・ギリシャ・カムボジア)
- Session 7 11.00- 12.00 (発表: タイ・カナダ・インドネシア・タイ)
- Excursion 13.00- 18.00 (野外博物館の水上集落・木造寺院見学)
- 5/17 (土) Excursion 5.00- 22.30 (水上市場・ラマ二世庭園・Mae Klong river沿いの集落・少数民族 Thai Song Damの住居寺院等・ Phra Nakhom Khri 宮殿・同庭上でリセプション)
- 5/18 (日) Conclusion 9.00- 11.00
- Closing Session 11.00-11.30
- Farewell Lunch 12.00-13.30

以上のようにかなり密度の濃い日程で、特に17日のエキスカージョンは、4時朝食、5時出発、帰りは10時を過ぎるという強行軍でした。

参加者は、国外から24名(3名ほどが伴侶同伴)、タイから106名で、この種の学会としてはとても盛大だったと思います。タイの教育省をはじめとする関係機関の、今後のバナキュラー建築の保存に対する熱意が、そこに表れていると思います。大会関係者の話では、資金集めにもかなり苦心をされた様子で、開発途上国等からの参加者には旅費が援助され、また私たちの大会参加費用(予定200米ドル)は免除になり、宿泊費も市価の半以下でした。

国外からの参加者で、私に多少面識があったのは、委員長マハト氏と、ハワイから来られたチャプマン氏で、チャプマン氏は、昨年アメリカ・ナショナル・トラストのシカゴ大会で日本等からの移住農業労働者の住宅の保存の報告をされるのを聞きました。

カンボジアの Eng Sun女史はアンコール遺跡の保存と開発を担当しているAPSARAの観光開発担当のディレクター、ラオスの Mounthisone氏は情報文化省の博物館部長で、ともに日本滞在の経験があり、また多くの日本人関係者を知っておられました。

このような大会では、各国の関係者との面識を広げることが重要ですが、石井委員長がその点に特に留意して、機会を捕らえ多くの人と話されていました。

III CIAVの年次総会について

CIAVの発足は1969年で、今年で19年目になります。昨年は3月にイスラエルで、10月にブルガリアのイコモス総会の期間に開催され、一昨年は中米のガテマラで開催されたということです。来年は2月から3月にかけて、西アフリカのセネガルの首都ダカールでの開催が予定されています。1999年はルーマニアでの開催が提案されています。

バナキュラー建築が世界のどこにも存在するからでしょうか、世界を股に掛けた開催地

の選び方です。年寄りの私に、果して voting memberが勤まるか、ちょっと不安になりました。できるだけ早い時期に、若い世代の方にバトンタッチをしたいと思います。

今年の年次総会は、会議2日目の20時から21時半まで、ホテルの地下の小会議室で開かれました。私のほかに、石井・前野両氏もオブザーバーとして出席されました。前述のような各国からの voting memberに若干のオブザーバーを加えて、20人の会議でした。

会議の内容は、1996年の活動の報告、1999年のメキシコでの総会に提出予定のバナキュラー建築の憲章の草案の今後の審議予定、1997～98年の活動計画等で、マハト委員長から説明がありました。なお、憲章の草案はすでに各国の国内委員会に送付されており、今年9月末までに国内の意見をまとめることになっています。これについては、石井委員長が別に報告されるので省略します。

総会中に、オランダの Dr. Ellen Louise van Olst 女史から、世界のバナキュラー建築の文献の収集と目録を作製したいので協力してほしいという要請がありました。これはすでにソフィアの総会で承認されています。文献はアルンヘムの野外博物館に保管されるということです。しかし、「中国語の文献目録では実際の役に立たないし、英語ならばよいがな」という女史の感想もあったように、バナキュラー建築の文献の大部分は自国語で書かれており、それらをそのまま集めてもそれほどの実用性はないように思われます。この件は、建築学会の民家小委員会に相談してみたいと思っています。

以上のほかは、時間も短く、討論といえるほどの議論はありませんでした。

IV "CIAV NEWS" について

総会の席上で、今回の総会にあわせて創刊された "CIAV NEWS" が配られました。A4の全6ページのニュースレターですが、興味ぶかい記事が載っています。これはオーストラリアの Dr. Miles Lewis (メルボルン大学) が編集長となって作製されたものです。同時に委員会のホームページもインターネット上に開設されました。

今回の "CIAV NEWS" で私の目を引いたのは、今年10月に "Encyclopedia of Vernacular Architecture of the World" が Cambridge University Press から刊行されるという記事です。80カ国から 750人の執筆者によるということです。総編集者は、Dr. Paul Oliver, Director of the Center for Vernacular Studies at the School of Architecture, Oxford Brookes University です。

V バンコック会議の感想

今回の会議で特に感じだことは、まず各国の関係者の Vernacular Architectureの保存にかける熱意でした。これからの世界の歴史的遺産の保存のなかで、Vernacular Architecture の保存が特に重要課題になるだろうとは前から予想していましたが、現実には予想を超えるものでした。

しかし、各国のそれについての調査・研究・保存の進捗段階、現在の各国イコモスの関心の持ち方には、かなりの相違があり、いますぐにいろんな国際協力が進展するということはまだ無理なようにも感じました。



とはいっても、ハワイのマノア大学（チャップマン氏の勤務する大学）のように、今年の夏にカンボジアのプノンペンで、“Asian Preservation Field School”の一環として、“Documentation of Urban Vernacular Architecture”のコースを開くという組織も現れてきています。そのような個別の協力は、これからどんどん進んでゆくことでしょう。

今回の発表内容も、各国・各地域の状況を反映して、かなりのバリエエティがありました。特に、日本、東アジア諸国、西欧諸国の相互の間には、かなりの関心の違いがあるように感じました。日本からは、前野氏が東京の谷中地区を例にして、建物の保存とともにコミュニティの生活組織と活動の維持の重要性を強調されました。私は、日本で60年代に民家の組織的保存が開始されるまでに、アイヌの住居を始め、多くの貴重な民家が失われたことを話した後で、現在の民家と町並みの保存と活用の状況を紹介しました。しかし、このような発表はごく少なかったと思います。

タイの研究者の発表の大部分は、民家の研究そのものでした。保存計画を扱ったものとして注目されたのは、チュラロンコン大学の Doosadee Thaitakoo 助教授（東大西村研究室に留学された）のプーケット島の旧市街の保存を扱った報告でした。しかし、一般的に言えば、そのように今後の保存・再生・活用に耐えるような、耐久性のある建築で構成された町並みは本当に少ないというのが、タイその他の東アジア諸国の実情だろうと思います。見学で見た川沿いのいかにもタイの民家らしい家は、ほとんどすべてが近代的材料を使って建て替えています。少数民族の住居は、野外に復元家屋として保存されているか、あるいは屋内に復元してあります。そのような点からみても、東アジアの民家の本格的、組織的な調査と保存はこれからでしょう。

しかし、日本が1910年代に民家の調査・研究を開始しながら、1960年代まで約半世紀の間、国による民家の組織的保存に取り組まなかったことを考えれば、アジア諸国で現在、民家の調査・研究と保存がほぼ同時的に始まったことは、感嘆すべきことと言えます。

西欧その他からの報告は、実測・登録の方法（オランダ・マレーシア）、原則的問題（ドイツ・スイス・ハンガリー）、材料・技術（フィンランド）、間取り（ノルウェー）のように、個別の問題が多く、Revitalizationという主題から離れたものが多いように思いました。その理由については、ヨーロッパと米国での町並み保存や民家の再生・活用は、都市計画やナショナル・トラストによって行われることが多く、今回の大会に参加したイコモス関係者は民家プロパーの研究者が多かったためではないか、とも思いました。

そのなかで、ハワイのチャップマン氏のプランティジョンの住居の保存の報告はなかなか新鮮でした。氏じしんも、なかなかウィットに富んだ活発な人物で、先に紹介したようにアジアでも調査やトレーニングの計画を持っておられます。日本の研究者でこれからアジアで活躍される方の、良い競争相手になるのではないのでしょうか。

以上のように、簡単で、しかも主観的な大会参加の感想を記しましたが、Vernacular Architectureの保存の分野でも、世界は急激に変化しているようです。これから日本の多くの若い研究者が、国際的舞台上で活躍される時代が近づいていると思います。（以上）

はじめに

今年の4月20日、タイの考古博物館局から「ヴァナキュラー建築の保存と活性会議」の案内を受けた。ヴァナキュラー建築については、この20年ほど町並み調査やいわゆる町おこし運動に関わったことから関心を持っていた。また、92年、93年とアメリカのヴァモント大学と町並みの合同調査をしてきた経験やフィリピン・バナウイの棚田の世界遺産会議で、生きた農業技術を、風景として保存することの困難さをフィリピンの委員と議論したことがあり、ヴァナキュラー建築の保存について海外の研究者と話をしてみたいとかねがね思っていた。今回、この機会に是非とも参加し、私の意見も述べてみたいと思ったわけである。日本ICOMOSに照会したら、会長の石井先生とヴァナキュラー部会長の大河先生が参加されると聞き意を強くしたことだった。

私とタイとの最初の出会いは、空港のスリ騒ぎで始まって、人生の大変貴重な経験をした。

会 議

ヴァナキュラー建築会議は5月13日から18日の6日間、バンコックの中心を流れるチャオプラヤー河沿いのロイヤル・リバーホテルで行われた。会議参加者は外国から24人タイ国から106人、総計130の会議であった。参加国は19カ国、その内ヨーロッパ系が11カ国、アジア系が8カ国、アフリカ系が1カ国で発表者は33人、この他展示パネル発表者が数名であった。

会議の合間にはバンコックツアー、水上生活住居とアユタヤ王朝首都ツアー、タイ民家村ツアー、河巡りなどを折り込み、中には朝5時半出発のハードスケジュールもあったが、結構楽しい会議だった。

会議はまずイントロのタイヴァナキュラー建築のビデオが流され、次いで文部大臣代理の開会宣言で始まった。突如、民族衣装を着た若い男女が会場を埋め尽くした。戦いの音楽である。太鼓はばちと肘と足で打ち鳴らし、中々派手な振り付けだった。この肘と足の使い方は、どこかキックボクシングに似たところがある。キックボクシングも武闘のわざであろうから、戦いの音楽の振り付けとして使われたのだろうか。これがタイ式会議開幕の演出かと異国の情緒を味わった。

各国の発表内容

今回の各国の発表を聞いて、ヴァナキュラー建築の内容は、各国の伝統文化と民族性、気候風土による建築の相違、国際問題を反映した保存問題が良く出ていて、興味深いものがあった。

その内容は次の5項目に大別できる。

- 1) 建築調査報告 (民家の調査報告)
- 2) 保存問題 (保存活用事例と問題点、専門家教育、政策、住民教育、)

- 3) 現代との関係 (現代のヴァナキュラー、ヴァナキュラーから学ぶ、)
- 4) 保存理念
- 5) 国際協力

地元タイは中央部タイの民家と北部の民家の調査研究報告を大学の研究者が行ったが、地域的な民家の形態や住み方の調査報告が中心で、各地の民家研究がやっと始まったような印象を受けた。この外、ヴァナキュラー建築の保存修復専門家教育問題、保存の基盤となる住民教育問題、プーケット市の古都市保存計画問題などの報告を行政官が行い、また、建築家はヴァナキュラー建築を現代建築にまで踏み込んだものを論じた。この現代ヴァナキュラー建築は、いずれ問題になる時期が来るとは思うが、今はまだ評価できないような気がした。

ヨーロッパ地域からは、オランダ (Van Olst) がオランダ農家建築の形態分類と記録方法について論じ、ノールウェイ (Mykleby) は小作人小屋を保存するためにはその価値を見せることとの見解を述べていた。このことは保存の基本の一つである。ドイツのMachat氏はテーマを直前に変更し、ヴァナキュラーの語意を辞書から引用して解説された。これはおそらく、各国のヴァナキュラー建築に対する考え方がさまざまで、それをなんとか整理しようと考えられたからだろうか。事実、各国ともその解釈は、著名建築ではないことは共通しているが、ヴァナキュラーの受取り方は建築の範囲、レベル、時代などさまざまであった。

ハンガリーのRoman氏はICOMOSの重鎮であり、かつ、民族紛争の経験者らしくヴァナキュラー建築遺産の救済のための国際協力について論じられた。

私は町並み調査を通じて得られた歴史的遺産の保存の理念を発表し、参加者のご意見を戴きたいと考え、私が日頃考えている住民の助け合いによる地域の維持管理と、保存の三原則について述べた。発表時間は一人20分なので、持参した5枚の原稿を読む時間はない。精々3枚半しか読めないと判断し、大河先生の助言を戴いて原稿を1枚半けずることにした。いろいろ思い込みもあり、1/3けずるのには苦勞した。

私の論点は、ヴァナキュラー建築の保存の理念である。歴史的なヴァナキュラー建築とは庶民の築いた歴史的遺産であり、大工の技術ばかりでなく庶民の生活感が色濃く建築に反映し、住民の助け合いによって維持されているものと考え、上野の谷中を事例として述べた。また、さらに、歴史的建築遺産が保存されるためには三つの原則があることも付け加えた。

谷中に今なお歴史的町並みが残っているかと言えば、実は、バブル期以後急速に町の様子が変わってしまった。寺は結構残っているが、多くの住宅はこの10数年で建て変わってしまった。しかし、それでも人びとは谷中を尋ねてくる。それならば、谷中の良さは何か。路地や住民の育てる植木棚に、谷中の生活と歴史を感じてくれるからではないか。こうした環境を維持してゆくためには、谷中住人の土地に対する親しみと誇りが先ず必要で、さらに住民相互の助け合いがなければとても続くものではない。

い。こうした助け合いが、谷中では日常化しているのである。

また、住民は調査が嫌いである。実に住民は調査の言葉が嫌いで、「古い良いところを探しています」と言い換えると、住民は案内をかって出てくれるほど反応が変わる。こうした反応は日本ばかりでなく、アメリカで日米の合同調査をした時も、同様な経験をした。この言葉は、地域住民の土地の歴史に対する誇りを誘発するのではないだろうか。ヴァナキュラー建築の調査は、地域住民にそれらの建築の価値を気付かせ、勇気と誇りを引き出させるものでなければならない。

保存の三原則は、1992年のヴァモント大学のリーブス教授のグループと、芸大の私の研究室の町並み合同調査の時の議論の中から考え出されたものである。彼らは何故だなぜだと質問や議論を吹き掛けてくる。他人の理念で説明しようものなら、「あなたの考えを聞きたいのだ。」とくる。保存の理念が異なると結果が異なり、理念の構築こそ重要であると考え、苦勞して編み出したものだが、結果は平凡な言葉となったが、リーブス氏とは合意を得ているものである。

保存の三原則とは

- 1) 都市と建築は使えなければならない。(Liveability)
- 2) 都市と建築の環境は清潔でなければならない。(Cleanliness for Environments)
- 3) 都市と建築の価値は見えなければならない。(Visible Value)

結論は極く当たり前のもので、ことさら言葉を補うほどのものでもないが、このど
の一つかが欠けても都市と建築は危険な状況となる。また、この全てが復活すると都
市も建築も復活すると言うものである。

この1) 2) 3)の順序は関係する立場によって関心の順序が異なる。住み手は1)
2) 3)の順序で、行政は2) 1) 3)となり、旅行者や保存関係者など外部の者の
関心の順序は3) 2) 1)となる。アメリカとヨーロッパ、日本のわずかな事例で検
討した段階では一応の納得をえているが、まだ、完全に実証したものではないので、現
段階では仮説としている。

この発表をした後、アメリカのChapman氏、フィンランドのWoolston氏、スイスの
Gshwend氏、カンボジアのKerya女史が調査法と三原則のことで関心を寄せられ、意
見交換をし、今後の情報交換をすることを約束した。Chapman氏とWoolston氏は保存
問題の住民と行政とのやりとりや、住民教育に苦心されており「互いにトラブルメー
カーだな」と互いの境遇を語り合い、世界中に似た奴が結構いるものだと苦笑した。
「今後、日本でもヴァナキュラーの意味、調査法、住民との合意形成法、維持管理の
方式、財政問題、後継者育成など多くの問題を解決しなければならないことが山積み
である。これらはICOMOSの枠内だけで解決できるものかどうか、関係諸氏との交流
をはかり、知恵を出し合って問題に対処する必要があるだろう。」



CHARTER ON THE BUILT VERNACULAR HERITAGE

の最終草案

石 井 昭

国際専門分科委員会の一つである COMMITTEE ON VERNACULAR ARCHITECTURE によって作成された CHARTER ON THE BUILT VERNACULAR HERITAGE の最終草案が、過日、ICOMOS本部事務局から送られてきた。本年9月末までに国内委員会としての意見を提出するようにとのことである。全文を以下の 13-15 ページ に収載して、会員の皆様のご検討に委ねることとしたい。

この CHARTER 案における最重要概念は BUILT VERNACULAR HERITAGE である。「建造されたヴァナキュラーな遺産」とは、現代の日本語でいう〈民家〉〈集落・街並〉〈伝建〉などに近かろう。敢えて〈地域伝統建築〉と訳すこともできる。VERNACULAR なる形容詞はもともと言語用語から建築用語や美術用語へと広まったものと言われ、〈地域固有の〉〈土着伝統的〉〈民俗的〉〈民芸的〉等々の意味を持つ。フランス語ではときに蔑視的・否定的なニュアンスを伴う場合もあるらしいが、英語にはそうした傾向はなく、むしろ今日では積極評価的なニュアンスが強い。注意を要するのは〈建築〉の範疇である。当該委員会の名は VERNACULAR ARCHITECTURE であるにもかかわらず、案文中には ARCHITECTURE, ARCHITECTURAL という語はまったく登場しない。具体名詞としても MONUMENT という語は使われず、BUILDING や STRUCTURE といった語だけが用いられている。起草者たちが当 CHARTER の目的対象を VERNACULAR ARCHITECTURAL HERITAGE とせず BUILT VERNACULAR HERITAGE としている点は特に重視する必要があるだろう。

当 CHARTER 案は4章から成り立っている。各章で扱われている事項を簡略に列記してみると、おおよそ次の通りである。

[序] BUILT VERNACULAR HERITAGE の諸特徴。一社会の文化の表象、世界の文化的多様性の表象としての価値。進展する工業生産と文化的画一化による脅威。危機的状況への対処。ヴェニス憲章を補足すべき当憲章の役割。

[一般的事項] VERNACULAR なるものの具体的諸相。VERNACULAR HERITAGE の保存に対する社会の支持。教育・広報などによる啓発。政府・行政当局の責任。

[保存の諸原則] 多元的専門知識の総合に基づく保存。新規工事における既存周辺環境の文化的価値の尊重。単体としてではなく群体としての保存。BUILT VERNACULAR HERITAGE が文化的景観の構成部分であることへの配慮。

[実務上の指針] 立地・景観・建造物群について。調査と記録作成について。復元修理について。材料・部材の更新について。伝統的建築技術の保存について。屋内の改造について。研修計画等について。
(以上)

お 願 い

会員の皆様に重ねてお願いいたします。次ページ以下に収載してある CHARTER 案文をご精読のうえ、賛否にわたるご意見、とくに修正提案にかかわるご意見がありましたら、下記の要領に従ってご提出ください。

形 式： 自由 一英文または和文

送付先： 日本イコモス国内委員会事務局 一 F A X または郵送

期 限： 9月19日(金)

お寄せくださったご意見は、COMMITTEE ON VERNACULAR ARCHITECTURE に本年から正規委員 (VOTING MEMBER) として参加しておられる大河直躬氏に託し、氏自身のご意見と併せて、ICOMOS 本部あての回答書を作成していただく予定です。

FINAL DRAFT OF THE CHARTER ON THE BUILT VERNACULAR HERITAGE

MADRID, January 31, 1996
Revised in JERUSALEM, March 28, 1996

INTRODUCTION

The built vernacular heritage occupies a central place in the affection and pride of all people. It has been accepted as a characteristic and attractive product of society. It appears informal, but nevertheless orderly. It is utilitarian and at the same time possesses remarkable beauty. It is a focus of contemporary life and at the same time a record of the history of society. Although it is the work of man it is also the creation of time. It would be unworthy of the heritage of man if care was not taken to conserve these traditional harmonies which constitute the core of man's own existence.

The built vernacular heritage is important ; it is the fundamental expression of the culture of a community, of its relationship with its territories and, at the same time, the expression of the world's cultural diversity.

Vernacular building is the traditional and natural way by which communities house themselves. The survival of this tradition is threatened world-wide by the forces of cultural homogenisation and industrial production. How these forces can be met is a fundamental problem that must be addressed by communities and also by governments, planners, architects, conservationists and by a multidisciplinary group of specialists.

Due to the homogenisation of culture, vernacular structures all around the world are extremely vulnerable, facing serious problems of obsolescence, internal equilibrium and integration.

It is necessary, therefore, in addition to the Venice Charter, to establish principles for the care and protection of our built vernacular heritage.

GENERAL ISSUES

1. Examples of the vernacular may be recognised by :

- a manner of building shared by the community ;
- a recognisable local or regional character ;
- coherence of style, form and appearance, or the use of traditionally established building types ;
- traditional expertise in design and construction ;
- an effective response to established functional, social and environmental constraints ; 東傳
- the effective application of traditional construction systems and crafts.

2. The successful protection and appreciation of the vernacular heritage depends on the support of the community. Programmes of education, interpretation and information will lead the community to become aware of its own vernacular heritage.

3. Governments and responsible authorities must recognise the right of all communities to maintain their living traditions and to protect these through all available legislative, administrative and financial means.

PRINCIPLES OF CONSERVATION

1. The conservation of our built vernacular heritage must be carried out by multidisciplinary expertise while recognising the inevitability of change and development, and the need to respect the community's established cultural identity. 不可磨滅

2. Contemporary work on vernacular buildings, groups and settlements should respect their cultural values.

3. The vernacular heritage is only seldom represented by single structures, and it is best conserved by maintaining and preserving groups and settlements of a representative character, region by region.

4. The built vernacular heritage is an integral part of the cultural landscape and this must be taken in consideration in the development of conservation approaches. 不可分割

GUIDELINES IN PRACTICE

1. *Siting, landscape and groups of buildings*

Adaptation of vernacular structures should be carried out in a manner which will respect and maintain the integrity of the siting and the related landscape, of the groups and the cultural landscape of which such structures form a part.

保護



2. *Research and documentation*

Any physical work on a vernacular building should be preceded by a full analysis of its form and structure. This analysis should be lodged in a publicly accessible archive.

3. *Period restoration*

Conformity of all parts of a building to a single period, should not normally be the goal of work on vernacular structures.

4. *Replacement of materials and parts*

Alterations which legitimately respond to the demands of contemporary use should be effected by the introduction of materials which maintain a consistency of expression, appearance, texture and form throughout the structure.

5. *Traditional building systems*

The continuity of traditional building systems and craft skills associated with the vernacular is fundamental for vernacular expression, and essential for the repair and restoration of these structures. Such skills should be retained, recorded and passed on to new generations of craftsmen and builders in education and training.

6. *Interior layout*

Adaptation of vernacular structures should be carried out in a manner which will respect the integrity of the structure while being compatible with acceptable standards of living.

7. *Training*

In order to conserve the cultural values of vernacular expression, governments, responsible authorities, groups and organisations must place emphasis on the following :

- a) programmes which educate conservators in the principles of the vernacular ;
- b) training programmes to assist communities in maintaining traditional building systems and craft skills ;
- c) information programmes which improve public awareness of the vernacular.

「文化遺産の危機管理に関する神戸・東京宣言」について

齋藤 英俊

東京芸術大学が主催し、ICOMOSも後援した国際シンポジウム「災害から文化財を守る ―緊急時の対策と活動の指針―」（1997年1月19日から25日開催）に関しては、既に、前号（1997年4月30日発行）の「JAPAN ICOMOS INFORMATION」において、村上裕道委員と伊藤延男委員がプログラムの詳細と講演・討議内容、およびシンポジウムに参加しての感想等を報告されている。したがって、ここでは、シンポジウム最終日に採択された標記「神戸・東京宣言」に関して、若干の経緯の説明と解説を行いたい。

この宣言は、当シンポジウムの成果を全世界に広め、また、文化財保存分野以外の、特に危機管理あるいは防災計画の政策立案に携わる国レベルの部局への周知を期待して提案されたものである。この宣言が文化財を災害から守るための各レベル、即ち、国際、地域、国家、地方レベルそれぞれでの指針となれば、多忙な中で時間を割いて集まった文化財と危機管理に関する内外の専門家の努力は報いられ、当シンポジウムも一時的なものではなく、今後の文化財保存に大きな足跡を残すことになると思われる。

宣言文に関しては、1月23日の全体会議において提案され、宣言文案作成のためのワーキンググループが立ち上げられた。ワーキンググループは全体会議の議長・副議長、分科会AおよびBの議長・副議長、UNESCO・ICCROM・ICOMOS・ICOM・ICAの各国際機関の代表、兵庫・神戸の代表、組織委員会代表、および参加専門家のなかから推薦された者で構成され、このメンバーで作成された案が、25日の全体会議に諮られ、討議が行われた。討議の内容は多様に亘たり、25日中に成案を作ることは困難と判断されたので、議長が各意見や討議の内容を反映する旨を約束し、後日、成案を発表することとした。しかし、討議された内容は、宣言文全体の内容を大きく変更するものではなかったもので、参加者の総意のもとに25日に採択された形で了承された。

その後、ワーキンググループからも意見を徴集し、先の討議の結果も尊重して、何度かのやりとりの後、6月に最終バージョンができあがった。この作業はICOMOSカナダのハープ・ストーベル氏が中心になって当たった。最終バージョンは1月25日に提出された案に対して、その構成や細部の言葉使いに改変があったが、内容については大きな変更はなく、その要旨は先の村上委員の報告で尽きているので、ここでは改めて言及しない。また、宣言文本文はA4版で10ページに及ぶため、「ICOMOS INFORMATION」では全文掲載の余裕がないとのことなので、割愛する。ただし、全文入手を希望される委員には、日本イコモス国内委員会事務局にコピーを備えるので、請求していただければ入手可能であり、また、東京芸術大学では下記ホームページに掲げられているので、これからも入手可能である。

最後に、当シンポジウムに対してご支援とご協力をいただいた方々に感謝するとともに、宣言文を各方面に周知していただきたくお願いする次第である。

なお、当シンポジウムの公式記録は現在準備中であり、1998年秋までには出版する予定であることを付記する。

東京芸術大学文化財保存学のホームページアドレス：

<http://www.geidai.ac.jp/~hozon/sympo97>

「文化財の構造補強に関する研究会」の報告

筑波大学
日高 健一郎

日本イコモス国内委員会の主催で標記の研究会が開催されましたので、その概要を報告致します。この研究会は、「建築遺産の構造の解析と修復に関するイコモス専門分科会 (ICOMOS Scientific Committee for the Analysis and Restoration of Structures in Architectural Heritage — 略称 ISCARSAH)」(第1回のローマ会議の概要は前号で報告)で各国委員に求められた国内意見の集約という課題を取りまとめる目的で開かれました。

日時： 6月10日(火) 13:00~17:30

場所： 学士会館本館

参加者：46名

上記のイコモス専門分科会は、建築構造技術者が建築文化財の修復・補強に携わる場合の国際的なガイドラインの作成を目標としていますが、日本国内の修復・補強技術の現状、理念、展望をそこに反映させる必要があります。しかし、構造技術の視点からみた修復・補強の実例はきわめて多様かつ固有であり、個別の問題に取り組む技術者が横の連絡を取り合う機会は必ずしも十分ではありませんでした。

したがって、イコモス専門分科会の目標に日本側としてどのように対応するかを考える場合、まず修復・補強に従事する構造技術者の情報・意見交換の場を用意する必要があります。坂本 功、西沢 英和、日高 健一郎(この3名は今後、上記専門分科会への日本側代表として活動)を呼びかけ人として「文化財の構造補強に関する研究会」が発足しました。現状では、この会はイコモス国内委員会内の公的組織ではなく、同委員会委員を中心とする非公式にして気軽な談話会です。したがって、広い範囲の専門家に加わっていただくため、この会には、イコモス国内委員会の会員諸氏のみならず、会員外の方々にも参加を呼びかけました。

坂本 功氏(司会・東京大学)の経過説明に続き、石井 昭会長が挨拶として、イコモスおよびヴェニス憲章について、その概要と精神を説明し、日高がローマ会議の趣旨と経緯を簡単に報告いたしました。続いて、足立祐司氏(神戸大学)が「欧米における文化財保存の動向」、清水真一氏(文化庁)が「耐震性能向上についての文化庁の施策」、また西沢英和氏(京都大学)が「先人に学ぶ社寺建築の修復」と題してそれぞれ基調報告を行いました。

足立氏の報告は、ドイツ、イタリア、オランダの事例を紹介し、日本の文化財関係者がヨーロッパの事例と理念をより詳しく学ぶ必要があるとしています。建築文化財の保存に関わる長い歴史をもつヨーロッパですが、修復理念および技術的合理性に関しては国によってかなりの違いがあることも紹介されました。一方アメリカでは、ヨーロッパ各国に比較して建築文化財自体の歴史、および保存・修復の歴史が浅いにもかかわらず、関連法制と施策が比較的整備され、保存・修復の対象も広く、日本としてやはり学ぶべき点があるとのことでした。

清水氏は、平成10年度内作成を目指して文化庁が進めている「文化財建造物の安全性確保のための指針」の背景と内容について解説し、特に、兵庫県南部地震以後、建築文化財の耐震性能の向上が大きな課題となっていることを強調しました。同氏によれば、地震荷重に対する伝統的木造建築の力学挙動に関しては解析上の困難が伴うとはいえ、個別事

例の分析、各種の実験結果を蓄積して指針作成の基盤を作る努力が続けられています。保存と活用の両視点に関わる安全性の定義、所有者の責任と権利など、検討すべき課題は多いとのことでした。

西沢氏は、石造ないし組積造と異なる木造建築の本質的特性の一つは解体修理にあると強調した上で、氏の幅広い経験から、部材に残された過去の修復・補強の特徴を解説しました。被災部材の丁寧な修理、古材の効果的再利用など、木の特性を生かした先人の知恵には学ぶべき点が多いという示唆に富む指摘でした。鉄材による構造補強は必要最小限に留めるべきであり、導入する場合も、木材の力学性状と変形に追随しうる構造としなければならないこと、伝統構法の力学特性、耐震性能については、基礎研究が不足していること、文化財の補強には、危機管理という概念を導入する必要があることなど、同氏の論点はきわめて興味深いものでした。

休憩後、事例紹介として本興寺方丈(古川洋氏)、旧岡田家店舗および酒蔵(金箱温春氏)、旧札幌農学校演舞場(山田利行氏)の構造補強実施案が説明され、続いて、意見交換が行われました。参加者から積極的な発言が続き、それぞれ興味深い内容と論点でした。特に、自由学園明日館(F.ライト設計)を例として、建築の修復目標を原設計とその後長期間存続した改修のどちらに求めるべきかという問いかけには、活発なコメントが寄せられました。基本的には、建築を長い歴史のなかの存在として捉えるべきであり、建築に刻まれた歴史的系譜はそのまま尊重すべきであろうとの結論に至ったと思います。しかし、オーセンティシティーおよび設計者のコンセプトを尊重すべきであるという指摘、また逆に設計者のコンセプトが地域性や環境条件に必ずしも適合しない場合もあるという指摘もなされました。

また、村上處直氏は安全工学の立場から、文化財を巡る構造補強と構造強度の意味を問直すべきであると述べました。アドベ造の住宅では、耐震強度が低いものの、かえって倒壊家屋から被災者が救出される場合が多いという指摘でした。構造補強と安全性能評価に関わる議論は、諸概念の定義に戻って構築し直す必要があると考えられます。また、建築文化財の安全性能規定を現行建築基準法と別個に策定することに関しては賛否両論がありました。

今回の研究会には、発起人の予想を上回る参加者が集まり、内容も充実していました。会場で配布された参考資料も数10ページに及び、ティールームの間にも熱心な議論が続いていたようです。会場の使用時間制限もあり、論点を絞ってさらに議論を深める余裕は十分にありませんでしたが、参加者の皆様は次回開催を期待していることと思います。運営側を代表して、イコモス日本国内委員会事務局のお力添えに感謝致します。

東京国立文化財研究所・国際文化財保存修復協力センターの紹介

センター長 宮本長二郎

国際文化財保存修復協力センター（以下センターと略称）はこの5月にNewsletterを発刊した。今後、センターの事業紹介や保存修復に関わる国際的な情報を年に4回程度発信する予定である。ICOMOS国内委員会の会員にはNewsletterNo.1を配布している。この中で既にセンターのいくつかの事業を紹介しているので、今回はセンターの組織とその将来像について説明する。

センターは文化財の保護に関する国際交流の拠点のひとつとして平成7年4月に設置された。その業務は、アジア・太平洋地域をはじめとする諸外国からの要請に応じて、基礎研究の成果を実際に応用し保存修復事業の実施に貢献すること、将来、各国が自立して保存修復を行えるよう人材養成を行うこと、そして、世界の文化財の保存修復に関する情報を収集し、その活用を図ることである。センターは、企画室、環境解析研究指導室の2室（専任4名、併任2名）で発足した。本年度に保存計画研究指導室の設置が認められ、専任6名、併任1名の他に補佐員1名、客員研究員1名の人員配置となる。

企画室は国際協力事業に関する事務手続きや企画調整を行う。具体的には、専門家の海外派遣・受け入れなどの人物交流に関する事務、国際的な研究・研修・保存事業に関する対外折衝・合意書作成や国内外の連絡調整などを行う。

環境解析研究指導室は文化財の置かれた環境について調査・研究・解析し、文化財の劣化・破壊の原因・過程を明らかにし、保存対策の検討を行う。

保存計画研究指導室は保存のための技術・材料、保存修復事業の具体的計画の立案や実施段階での指導助言、および実施後の査定・評価を行う。環境解析研究指導室が文化財の診断書作成に当たるのに対して、保存計画研究室は診断書に基づいて文化財の治療に当たるべき研究室である。

情報の収集と活用は言うまでもなくセンターの主要な業務である。世界の文化財の現状、文化財保護に関する組織や人材などの情報を収集整理し、データベース化を進めている。しかし、センターの組織には情報部門がなく、情報関係の業務は現有の2つの研究室で細々と行っているのが現状である。アジア太平洋地域の情報センターとしての役割を担うためにも、情報部門の充実—国際情報室の設置—が強く望まれる。

センターの人員配置の状況は目標の半ばに過ぎず、また事業の充実に向けて予算上の整備も進めなければならない。当面は、これまで同様に当研究所の保存科学部、修復技術部および外部研究者の協力を得ながら実績を上げ、目標を達成するべく努力を続けるつもりである。

センターは東京国立文化財研究所という一機関に属しているが、外に開かれた機関としてその機能を発揮することを期待されており、国際的な文化財保存修復に関わる大学などの機関・企業・個人など全ての研究者に対して開かれたセンターを目指したいと願っている。

事務局日誌

(1997/4/30-7/25)

1997年

- 4/30 [JAPAN ICOMOS INFORMATION 3-10] 発行・会員各位に送付
- 5/2 パリ本部より、本部発行のNEWSLETTERへの寄稿依頼の手紙受領
- 5/13-18 バンコクにて、国際専門分科委員会[Vernacular Architecture]の国際会議が開催され、石井昭委員長、大河直躬氏(voting member)、前野まさる氏が参加
- 5/16 6/14(土)開催の理事会案内を理事・監事・顧問各位に送付
- 5/19 オーストラリアのGraeme Henderson氏より、国際専門分科委員会[Underwater Cultural Heritage]のvoting memberの件で、石井委員長宛にFAX受信
- 5/19 パリ本部より、本年1月に開催された東京芸術大学主催の国際シンポジウム<災害から文化財を守る>の折の「神戸・東京宣言」のドラフト及びICOMOS発行のNEWSLETTERへの寄稿依頼(再)等の書類受領
- 5/23 パリ本部より、4月末に小切手で送付した年会費(本部への負担金)の領収書受領
- 5/28 東京国立文化財研究所より、国際文化財保存修復協力センター発行の<NEWSLETTER No.1/1997.5>(創刊号)受領
- 6/4 会員・千原大五郎氏ご逝去(6/3夜)及び告別式等の日時についてご家族よりFAX受領
- 6/4 上記のお知らせを国内委員会役員(理事・監事・顧問)各位にFAX他にて連絡
- 6/9 パリ本部のDOCUMENTATION CENTERより<MONUMENTS AND SITES>(いわゆる20 BOOKS)の一部(3/14代金支払い済、4/9 6冊、今回13冊)受領・未着はCANADA 1及びJAPAN 8計9冊)
- 6/10 1997年第1回研究会「文化財の構造補強に関する研究会」を神田・学士会館にて開催
- 6/14 第2回理事会開催(於学士会館)
- 6/16 パリ本部よりCirculate Letter/09受領 添付書類は、①Executive Committee(3/23-26'97 於パリ・西村幸夫委員出席)の議事録 ②会計報告 ③97年にnominateされた世界遺産候補地のリスト他
- 6/30 京都市役所総合企画局政策企画室より<国際コンペ>のポスター・チラシ及び募集要項等受領
- 6/30 パリのUNESCO・Documentation Centerより、UNESCO Publishingの最新カタログ受領
- 7/2 国際専門分科委員会のWOOD Committeeより、1996年のAnnual Report及び"Principle of Practice for the Preservation of Historic Timber Structure"の第4-Draft受領、関係各位にコピー送付
- 7/4 US/ICOMOSよりNEWSLETTER March-April 1997受領
- 7/4 Andrews Creative inc.より旅行ガイド・シリーズ<世界遺産を旅する>第1巻～第3巻受領(寄贈)
- 7/7 アメリカのBall State UniversityのA. Henderson氏(Landscape Architect)が来日。石井委員長にご挨拶し、研究の助言もいただきたい、との希望の文書かねてから受信していたため、事務局の我妻が同伴の上、石井委員長と面談。
- 7/9 上記Henderson氏を杉尾邦江氏(日本イコモス会員・造園学)に紹介し、杉尾氏より適切な助言をしていただく。
- 7/10 フィンランドのKirsti Kobanen氏より、国際専門分科専門委員会のCIAV(Committee of International Architecture Vernacular)のAnnual Meetingの報告他受領
- 7/25 CIPA-ICCROMよりOutreach WorkshopについてのFAX受領、関係各位に送付



お知らせ

1. 『世界遺産を旅する』シリーズの出版について

1997年第1回理事会の報告（[JAPAN ICOMOS INFORMATION] 3-9.4/30 発行 2page, 4）でお知らせしました、旅行ガイド・シリーズ『世界遺産を旅する』（近畿日本ツーリスト出版部発売、全13巻）の1巻～3巻が、イコモス国内委員会会員諸氏のご協力で、このほど出版されました。早速事務局への寄贈がありましたが、今後とも引き続いてご協力くださるようお願い致します。

2. 国際シンポジウム・"LANDSCAPE HERITAGE"

チェコ・プラハにおいて来る 9月 7日から12日まで、ICOMOS-IFLA 主催による国際シンポジウム "LANDSCAPE HERITAGE" が開催されます。今回は Voting Memberの近藤公夫氏は都合で参加されませんが、参加ご希望の方は事務局までお問い合わせください。

3. エヴォラ会議

世界文化遺産に登録されている EVORA市（ポルトガル）において、(1) 来る 9月17日から20日までの 4日間、OWHC (Organization of World Heritage Cities 世界遺産都市機構) の第3回総会と <Tourism and World Heritage Cities >を主題とする国際シンポジウムが開かれます。また、これに先立ち (2) 9月15・16の両日、ICOMOSの Cultural Tourismに関する専門分科委員会の Annual Meeting が開かれます。出席を希望される方は ICOMOS NEWS(1997, No.1) p. 37を参照のうえ、必要な手続きをお進めください。目下のところ、日本からは京都市の代表2名が (1)に参加し、また石井昭氏が (1)に Observer として、(2)に Voting Memberとして出席される予定です。

4. 97年次第3回理事会開催について

本年次第3回の理事会が、来る 9月27日（土）午後、神田の学士会館で開催されます。追ってご通知いたしますが、理事・監事各位及び顧問の先生方は、お練り合わせの上、是非ご出席くださるようご予定ください。

[JAPAN ICOMOS INFORMATION] 第3期 第10号

1997年7月28日発行

日本イコモス国内委員会 委員長 石井 昭

編集責任者 陣内秀信・宗田好史

事務局 渡辺保弘・我妻綾子

連絡先：〒169 東京都新宿区大久保3-9-5-113 (株)文化財工学研究所気付

電話 03-3200-9355 FAX 03-3200-9423